

調理師法施行規則の一部改正等について

平成 24 年 11 月より、「調理師の養成のあり方等に関する検討会」を開催し、調理師養成施設のカリキュラムや調理師試験等の見直しに関する検討を行い、平成 25 年 2 月に取りまとめた報告書をもとに、調理師法施行規則の一部改正を行った。

「調理師法施行規則の一部を改正する省令」は、平成 25 年 12 月 26 日付厚生労働省令第 135 号として公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

1 改正の趣旨

調理師の資質の向上を図るため、調理師養成施設が、学校の独自性を活かした教育を実現できるよう、調理師養成施設の指定基準を改正したものである。

2 改正の概要

(1) 教育内容及び授業時間数について

教育内容による表記に変更し、それに伴い、授業時間数を見直したこと。

(2) 専任教員及び教員の資格要件について

調理師の資質の向上に向け、専任教員及び教員の資格要件を見直したこと。

- ① 専任教員のうち一人以上は、専門調理師又は一定の条件を満たす調理師であることとしたこと。
- ② 教育内容（調理実習及び総合調理実習を除く。）を担当する教員の要件を定めたこと。
- ③ 調理実習及び総合調理実習を担当する教員は、専門調理師又は一定の条件を満たす調理師であることとしたこと。

(3) 同時に授業を行う生徒の数について

同時に授業を行う生徒の数について、講義による授業の場合の特例を明確化したこと。

(4) 施設・設備について

- ① 教育内容との整合性を図るため、集団給食調理実習室の名称を総合調理実習室に改めたこと。
- ② 普通教室及び調理実習室の面積の基準を見直したこと。
- ③ 調理実習室及び総合調理実習室に備える器具や備品について、必要な機能や用途による表記に見直すとともに、調理実習室及び総合調理実習室以外についても、必要な機械及び器具を有することとしたこと。
- ④ 調理実習又は総合調理実習の一部について、飲食店等における実習を認めることとしたこと。

3 関連する告示、通知の改正

(1) 調理師養成施設関係

- 調理師養成施設指導要領について
(平成 26 年 2 月 21 日付け健発 0221 第 3 号厚生労働省健康局長通知)
- 調理師養成施設における校外実習について
(平成 26 年 2 月 21 日付け健発 0221 第 6 号厚生労働省健康局長通知)

(2) 調理師試験関係

- 調理師試験基準の一部を改正する件
(平成 26 年厚生労働省告示第 195 号)
- 調理師試験の実施について
(平成 26 年 3 月 31 日付け健発 0331 第 51 号厚生労働省健康局長通知)

4. 周知

- 平成 26 年 2 月 24 日（月）に、都道府県及び地方厚生局の担当者を対象に、「調理師法施行規則の改正等に関する説明会」を開催した。
- 平成 26 年 4 月 28 日（金）に、公益社団法人全国調理師養成施設協会主催で、調理師養成施設を対象に、「調理師養成教育制度の改正等にかかる研修・説明会」を開催した。